

# 産業廃棄物 処理業廃止・変更届 手引書

産業廃棄物（収集運搬・処分）業  
特別管理産業廃棄物（収集運搬・処分）業

環境整備課

【令和7年12月17日改訂】



# 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処理業廃止・変更の届出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更・廃止の届出を行う場合は、以下の内容をご覧いただき、所定の受付窓口にて届出ください。

## 1. 届出の方法

- 届出書は山梨県指定の届出書様式（以下に掲載）により、添付書類一覧をご確認の上作成してください。
- 届出書は、次の部数により提出してください。
  - ・収集運搬業 ・・・ 正本、副本として「2部」作成
  - ・処分業 ・・・ 正本、副本2部として「3部」作成

## 2. 届出書様式

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書類

※県HPからダウンロードできます。

（<http://www.pref.yamanashi.jp/download/kankyo-sb/index.html>）

※届出書は下記「届出受付窓口」にても配布しています。

## 3. 届出受付窓口　※受付窓口は、許可申請に係る受付窓口と同様です。

- 山梨県内に事務所又は事業所（駐車場を含む）を有する申請者は、所在する市町村を管轄する林務環境事務所へ申請してください。
- 山梨県外の申請者は、県庁の環境整備課へ申請してください。
- 受付窓口一覧

受付窓口	住所及び電話番号	管轄市町村等
環境整備課	甲府市丸の内1-6-1（県庁本館） TEL 055-223-1518	山梨県外
中北林務環境事務所	韮崎市本町4-2-4（北巨摩合同庁舎） TEL 0551-23-3090	中巨摩郡、甲府市（※）、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239-1（東山梨合同庁舎） TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田111-1（西八代合同庁舎） TEL 055-240-4141	西八代郡及び南巨摩郡
富士・東部林務環境事務所	都留市田原2-13-43（南都留合同庁舎） TEL 0554-45-7811	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

※平成31年4月1日の甲府市の中核市移行後、許可の取り扱いは次のとおりですのでご注意下さい。

○県内全域で収集運搬業を行う場合

1. 甲府市内では積替え保管を行わない事業者→山梨県知事の許可
2. 甲府市内で積替え保管を行う事業者→甲府市長及び山梨県知事の許可

○甲府市内のみで収集運搬業を行う場合

1. 積替え保管を行わない事業者→甲府市長の許可
2. 積替え保管を行う事業者→甲府市長の許可

○甲府市内で処分業を行う場合→甲府市長の許可

○甲府市外で処分業を行う場合→山梨県知事の許可

#### 4. 届出受付時間等

○郵送による届出を受け付けております。

○届出書を持参される場合の受付時間は9：00～17：00となります。

(但し12：00～13：00及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く。)

※電話による予約は必要ありません。

#### 5. 留意事項

○事業の全部又は一部を廃止するとき、または申請内容等に変更が生じた場合は、廃止・変更の生じた日から10日以内に各種届出書を提出してください。

※ただし、法人において登記事項証明書を添付しなければならない変更届出書の場合、変更の生じた日から30日以内に変更届出書を提出してください。

○「積替又は保管施設の変更」については、変更の内容によっては事前協議の手続きが必要ですので、事前に管轄する林務環境事務所にご相談下さい。

○変更内容により書換が行われる際、郵送での許可証交付を希望する場合には、返送用レターパック等を添付すること。

※日本郵便（株）のレターパックプラス（赤いパッケージのもの）、必要額の切手を貼付した封筒（切手490円を貼付すること。クリアファイル等に入れて返送を希望する場合は切手530円を貼付すること。）

○代理人が届出する場合は、委任状の添付が必要となります。

## 変更届に係る添付書類一覧

変更内容	添付書類
①氏名、名称及び組織の変更 【許可証書換有り】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(法人) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（登記簿謄本）</li> <li>・(個人) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る）</li> <li>・許可証の写し</li> </ul>
②住所の変更 【許可証書換有り】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(法人) 登記事項証明書（登記簿謄本）</li> <li>・(個人) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る）</li> <li>・付近の見取図</li> <li>・許可証の写し</li> </ul>
③法人の役員（監査役等含む）の変更 【代表者変更の時、許可証書換有り】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（登記簿謄本）</li> <li>・誓約書（新任役員（監査役等含む）がいる場合のみ）</li> <li>・新任役員（監査役等含む）の本籍地・生年月日の記載のある住民票</li> <li>・新任役員（監査役等含む）が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）</li> <li>・新旧対照名簿（様式自由）</li> <li>・許可証の写し（許可証の書換がある場合のみ）</li> </ul>
④事務所及び事業場（駐車場等）の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（登記簿謄本）〔注：支店等を新規に設置した場合〕</li> <li>・付近の見取図</li> <li>・駐車場の変更にあっては使用権原を有することを証する書類（当該土地の所有権を有する場合は、土地の登記事項証明書（登記簿謄本））</li> </ul>
⑤政令で定める使用者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（登記簿謄本）</li> <li>・誓約書（新任使用人がいる場合のみ）</li> <li>・新任使用人の本籍地・生年月日の記載のある住民票</li> <li>・新任使用人が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）</li> <li>・新旧対照名簿（様式自由）</li> <li>・政令使用人に関する申請者が申告する書類（申請者発行の「政令使用人に関する証明書」等）</li> </ul>
⑥法人で、発行済み株式数が100分の5以上の株式を保有する株主又は出資の額が100分の5以上の額に相当する出资者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（新株主等がいる場合のみ）</li> <li>・新株主が法人の場合、その法人の登記事項証明書（登記簿謄本）</li> <li>・新株主等の本籍地・生年月日の記載のある住民票</li> <li>・新株主等が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）</li> <li>・新旧対照名簿（様式自由）</li> </ul>

⑦収集運搬車両の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証の写し（※）及び車両写真（新規のみ） (※令和5年1月4日以降に車検を受けた車両については、車検証の写しに代えて「自動車検査証記録事項の写し」)</li> <li>・新旧車両の対照表（様式自由）</li> <li>・車検証の所有者又は使用者の欄に申請者の名義がない場合は、車両の使用権原を有することを証する書類</li> </ul>
⑧積替又は保管施設の変更（所在地、面積、積替又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替又は処分等のための保管の上限、最大積上げ高さ) <small>【許可証書換有り】</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書</li> <li>・付近の見取図</li> <li>・(施設の所在地に変更等があった場合) 土地の登記事項証明書 〔注：所有権を有しない場合は、土地の登記事項証明書に加えて、使用権原を有することを証する書類〕</li> <li>・許可証の写し</li> </ul> <p>※変更の内容によっては、事前協議の手続きが必要ですので、<u>事前に管轄する林務環境事務所にご相談下さい。</u></p>

※ ③、⑤、⑥の「心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）」のうち、登記事項証明書の申請方法及び手数料等については、東京法務局又はお近くの地方法務局へお問い合わせください。

※ ③、⑤、⑥において、新任役員が株主又は使用人であった場合や、既存役員が新株主又は新任使用人になった場合は、添付書類における誓約書、住民票、心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出は不要です。

## 廃止届に係る添付書類一覧

廃止内容	添付書類
① 事業の全部廃止	・許可証正本
② 事業の一部廃止 <small>【許可証書換有り】</small>	・許可証の写し